

ベトナムにおける意匠出願制度概要

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

1. 概要

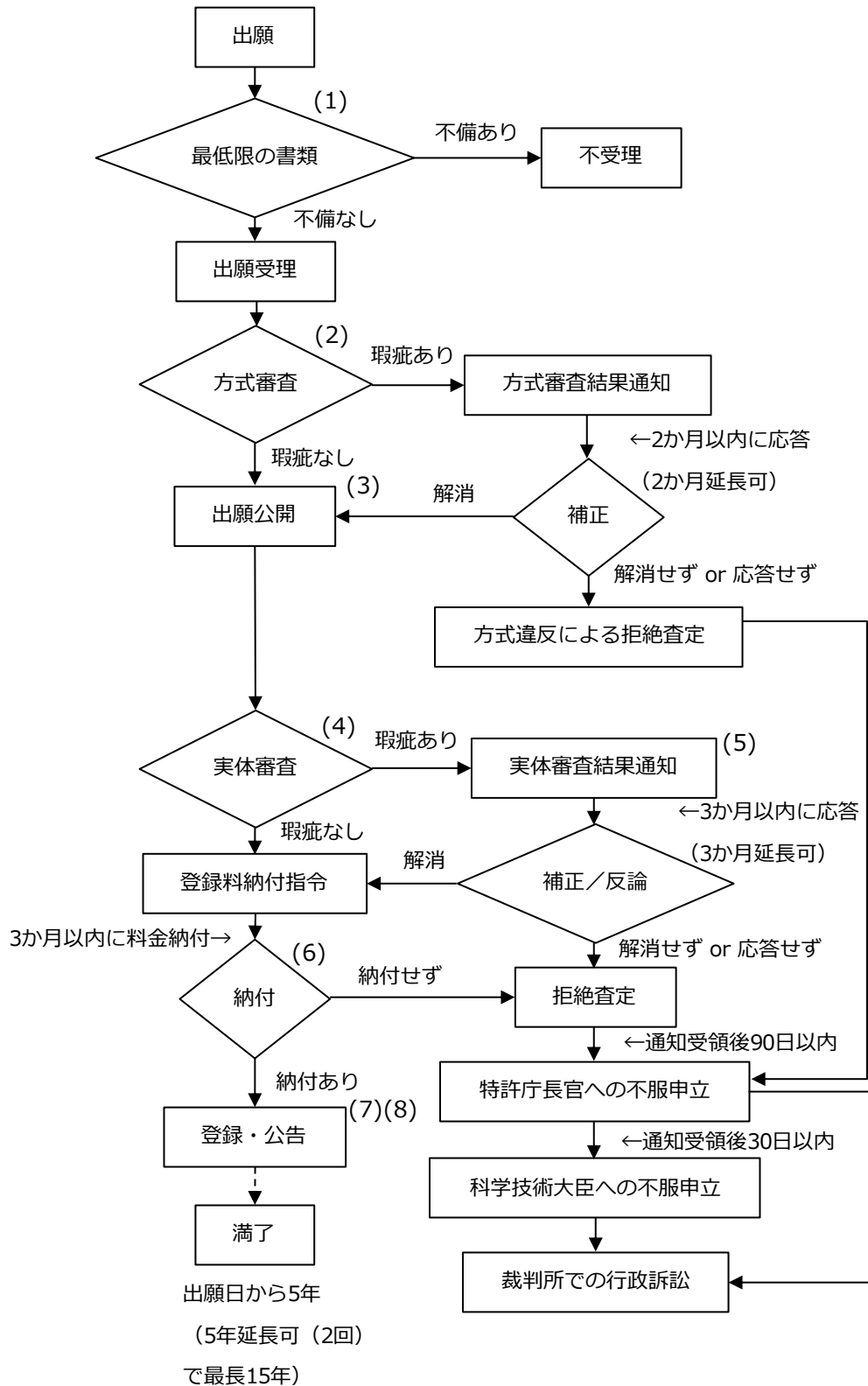
ベトナム法における「工業意匠」とは、形状、線、色彩、またはそれらの組合せにより表現された製品の外観形態である（知的財産法第4条第13項）。

工業意匠について、登録工業意匠として保護を受けるためには、新規性、創作性、産業上利用性の3要件を満たすことが必要である（知的財産法第63条）。以下、「工業意匠」に関する出願を「意匠出願」とする。

工業意匠権は、保護証書発行日に効力発生し、出願日より5年で権利満了となるが、各5年の延長を2回行うことができる（知的財産法第93条4項）。つまり、出願日から最長15年で権利満了となる。

知的財産法、政府決議 122/2010/NĐ-CP により一部改正された政府決議 103/2006/NĐ-CP（以下「政府決議」）、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN（以下「通達」）、意匠出願審査ガイドライン（QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ KIỂU DÁNG CÔNG NGHIỆP、2009年12月8日付知的財産庁長官決定第2381/QĐ-SHTT に伴い発行）などの複数の法規範文書に基づき審査実務は行われている。ただし、上記の意匠出願審査ガイドラインは、通達の改正に応じた修正がなされておらず、法規範文書の間で不一致があるので、注意が必要である。

2. 詳細及び留意点



【詳細】

(1) 出願書類

願書、図面（写真）を含む明細書、所定の手数料および料金の納付証、その他委任状、工業意匠登録を受ける権利の承継を証明する書類、優先権証明書なども必要に応じて提出する。提出書類はベトナム語により作成することを必要とする（知的財産法第100条第2項、通達7.2-b-ii）。委任状、工業意匠登録を受ける権利の承継を証明する書類、優先権証明書は外国語の原本にベトナム語の翻訳を付すことも可能である。

意匠出願について、願書、図面（写真）を含む明細書（通達33.5に基づき、意匠にかかる物品の名称、物品の用いられる分野、最も近似する公知意匠、意匠図面の番号に対応した図面の説明、および意匠の特徴記載を含む）、所定の手数料および料金の納付証が、出願受理のために必要な最低限の書類とされる（知的財産法第108条、通達7.1-a）。最低限の書類がそろっている場合には、出願を受理し、出願日を認定する（通達12.2-a）。

(2) 方式審査

意匠出願は、すべて自動的に方式審査の対象となり、産業財産権の出願に関する共通要件（通達7）を満たさず、以下のいずれかに該当する場合には、適法でないといみなされる（通達13.2）。その場合、方式審査結果通知を出願人に送付し、拒絶すべき理由があることを通知する。

- a)ベトナム語以外を用いて記載されている（委任状等の例外となる書類を除く）。
- b)創作者、出願人、代理人に関する記載が不十分である。
- c)出願人が工業意匠登録を受ける権利を有しないと判断すべき根拠がある。
- d)知的財産法第89条に定める出願人適格を満たしていない。
- e)方式違反の指令をうけたにも関わらず必要な補正がされていない。
- g)知的財産法に定める工業意匠の保護対象ではないと判断すべき根拠がある。

さらに、工業意匠出願審査ガイドラインにはより具体的な例を挙げて、方式要件違反とする瑕疵を具体的に挙げている（同ガイドライン第5条～第15条）。

工業意匠の保護要件として知的財産法の条文上規定されていない「独立流通性」を求めることがガイドラインには規定されており、物品の一部であって物品を破壊することなく分離できないものは独立流通性がなく、従って工業意匠の保護要件に合致しないとされる（ガイドライン第10条第1項c、同第3項および4項）。ベトナムでは部分意匠の工業意匠出願をすることはできない。

組物やバリエーションの意匠を多意匠1出願とできる場合の要件に関する基礎的なチェックを方式審査で行うことも規定されている（同ガイドライン第12条、多意匠1出願に関する根拠は知的財産法第101条第3項、通達33.2）。

方式審査の期間は出願から1か月であり、知的財産庁は出願人にその結果を通知しなければならない。方式審査において不備が認められた場合、出願人に対し2か月の応答期間が与えられ、補正書や意見書の提出が可能である（通達13.6-a、ガイドラインは通達の改正に応じた修正がされていない）。提出期間は2か月延長が可能である（通達9.2）。

(3) 出願公開

方式審査にて適法と認められた全ての工業意匠出願が対象となり、方式審査完了後2か月で公開となる（通達14.2-b）。

(4) 実体審査

方式審査にて適法と認められた全ての工業意匠出願が対象となる（知的財産法第114条第1項b）。実体審査の延期は認められない（ガイドライン29）。審査請求は不要だが、実体審査費用（300,000ドン/1意匠）およびサーチ費用（120,000ドン/1意匠）を出願時に納付する。

実体審査の目的は、出願人が保護を求める内容が法の定める保護対象に該当するかの判断を行い、相応の保護範囲を確定することにある、とされている。出願人が求める保護証書の保護対象に該当するかの評価（通達 35.3）、知的財産法第 67 条に規定する「産業上利用性」を満たすかの評価（通達 35.6）、知的財産法第 65 条に規定する「新規性」を満たすかの評価（通達 35.7）、知的財産法第 66 条に規定する「創作性」を満たすかの評価（通達 35.8）、最先の出願であるかの評価（通達 35.9）、というステップが規定されている。工業意匠の類否判断の基本的な原則についても規定がある（通達 35.1）。工業意匠出願審査ガイドラインでも各ステップの解説がなされている。

公開の日から 7 か月以内に実体審査を行うと規定されている（知的財産法第 119 条第 2 項 c）。ただし、実務上は必ずしも上記の期限内に終わるわけではない。

審査官は外国のサーチレポートや審査結果を実体審査において使用することができる、とされており、また、出願人が審査官にそれらの資料を提供すること（自発的に、若しくは審査官の求めに応じて）も可能である（通達 15.2）。

(5) 拒絶理由通知（実体審査結果通知）

実体審査の完了後、知的財産庁は以下のいずれかの通知を行う（通達 15.7）。

- ・法の定める保護要件を満たしていない場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から 3 か月である（請求により 3 か月の延長可）（通達 15.7-a-(i)、9.2）。
- ・法の定める保護要件を満たしているが不備のある場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から 3 か月である（請求により 3 か月の延長可）（通達 15.7-a-(ii)、9.2）。

- ・法の求める保護対象に合致する場合、若しくは出願人が不備を補正して解消した場合や適切な意見書を提出して拒絶理由が解消した場合、登録許可通知を行い、通知から3か月の期間内に、登録料、公報発行手数料などを納付すべき旨を、出願人に対して通知する（通達 15.7-a-(iii)）。

拒絶理由に対して反論や補正を行わない・行ったが拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定となる。一般的には、出願人は知的財産庁に対する不服申立（第1回目の不服申立）を査定受領から90日以内に行い、知的財産庁長官が不服申立への決定を行う。長官の決定に不服のある場合には、科学技術省への不服申立（第2回目の不服申立）を長官決定受領後30日以内に行い、科学技術大臣が不服申立への決定を行う（政府決議14条、通達22条、不服申立法 Luật khiếu nại）。また、行政訴訟法（Luật tố tụng hành chính）に基づく訴訟により、裁判所で争うことも可能であるが、あまり一般的には活用されていない。

（6）登録料納付

登録料120,000ドン、登録証発行費用120,000ドン、公告料は120,000ドン、複数の図面を含む場合には第2図面以降各図面ごとに60,000ドン、上記に加え代理人を通して手続する場合には代理人費用が発生する。

登録を認める旨の実体審査報告発行後3か月の期間内に上記の庁費用を出願人は納付する必要がある（通達 15.7-a-iii）。納付をしなかった場合、期間満了から15営業日の期間内に知的財産庁は当該出願を拒絶査定とする（通達 15.7c）。

（7）保護証書の発行

登録に伴うすべての費用を期限内に納付完了してから15日以内に、保護証書の発行を知的財産法第118条に基づいて行う（通達 18.2-a）。実務上は、保護証書の発行は遅れることが多い。

工業意匠権は、保護証書発行日に効力が発生して出願日より 5 年で権利満了となるが、各 5 年の延長を 2 回行うことができる（知的財産法第 93 条 4 項）。

(8) 公告

登録許可通知は、発行後 2 か月以内に、出願人が公報発行手数料を納付した後に工業所有権公報に掲載される。工業意匠の場合には写真または図面を含むものとする（通達 19.2）。

【留意点】

出願実務に関わる通達について、「科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN」と便宜上表示しているが、2007 年の旧通達 01/2007/TT-BKHCHN は何度かの改正を経ており、条文ごとにどのバージョンの通達が効力を有するか確認することが必要である。なお、知的財産庁のウェブサイトには、最新版の通達（過去の改正をすべて反映して 1 つのファイルにまとめたもの）がアップロードされている。

【ソース】

1. ベトナム知的財産法
2. ベトナム政府決議
3. 科学技術省通達
4. 意匠出願審査ガイドライン
5. 不服申立法（Luật khiếu nại）
6. 行政訴訟法（Luật tố tụng hành chính）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）